

# 特産物の販路拡大の取組に助成します

—鶴岡市特産物販売促進支援事業—

首都圏等で開催される物産イベントや商談会等への出展、海外輸出に向けた市場調査、成分分析、現地での商談会への参加等、意欲のある販路拡大の取組みに対し助成を行います。

- 1 実施主体**
  - ・ 農業協同組合又は農業協同組合連合会
  - ・ 市内の産直組織
  - ・ 農業生産法人
  - ・ 農業者、生産者が中心の団体
- 2 対象事業**
  - ・ 県外で行われるイベント、商談会、物産展等への出展を支援
  - ・ 海外輸出に向けた市場調査、成分分析、現地での商談会への参加等への支援
- 3 事業の実施期間** 平成30年3月31日までに行う事業とします。
- 4 補助の内容**

補助対象経費の2分の1以内（限度額は国内10万円、海外25万円）

  - ※ 国内の補助対象経費は、会場費、輸送費、宿泊費、旅費、物品借上料、宣伝広告費、販売補助員雇用料等です。
  - ※ 会場費の補助限度額が5万円、その他の補助限度額が5万円の計10万円が補助限度額になります。
  - ※ 海外の補助対象経費は、会場費、宿泊費、役務費、輸送費、旅費、宣伝広告費、委託料、販売補助員雇用料等です。
- 5 補助対象の決定**

事業実施企画書の提出を受けて事業内容等を審査して決定します。
- 6 申込締切** 予算の範囲内で随時募集 ※事前にご相談ください。

問合せ 鶴岡市役所農政課農政企画室 電話 25-2111（内線 589）  
又は、各地域庁舎産業課